

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉国保課)	一七七	ページ
指定医療機関の廃止の届出	(同)	一七八	
指定医療機関の名称等の変更の届出	(同)	一七八	
保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課)	一七八	
道路の供用開始	(道路維持課)	一七九	
保安林の指定予定	(郡上農林事務所)	一七九	

### 公示

特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	一八〇	
県営土地改良事業計画の決定	(農地整備課)	一八〇	
土地改良事業の工事の完了	(同)	一八一	
指定自立支援医療機関の指定	(身体障害者更生相談所)	一八一	
指定自立支援医療機関の変更届出	(同)	一八一	
指定自立支援医療機関の指定辞退	(同)	一八二	
落札者等に関する公示	(会計課)	一八二	

## 告示

### 岐阜県告示第三百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十三年六月三日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	指定年月日
下呂フォレスト歯科	社会福祉法人高佳会	下呂市森四三九	平成三・二
きらきら薬局	株式会社ユニバーサルコーポレーション	高山市七日町二二三一七	同
真央莉薬局	有限会社アクシス	高山市花岡町一六二	同
医療法人社団豊栄会	医療法人社団豊栄会	多治見市市之倉町二三〇八四	同
加藤歯科医院	中島薬局株式会社	加茂郡八百津町八百津四一三四三一	同
中島薬局			

第二千二百五十三号  
平成二十三年六月三日  
(金曜日)

柳田 整形外科	柳田 明伸	関市緑町二 一 一〇	平成三・三・一
はーとふるクリニッ ク	医療法人育樹会	可児市下恵土五四三六	同
ピノキオ薬局 蘇原 店	ピノキオ商事株 式会社	各務原市蘇原柿沢町一 四一 一	同
ハロー薬局 海津店	総合メディカル ・フアーマシー 中部株式会社	海津市海津町馬目六一	同
笠松クリニック	社会福祉法人徳 雲会	羽島郡笠松町字東陽町三 四	平成三・三・三

岐阜県告示第三百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

清水 医院	医療法人慈清会	飛驒市神岡町船津九二二	平成三・三・二九
サン 薬局	株式会社サン薬 局	大垣市墨俣町墨俣三	平成三・一・二〇
笠松クリニック	社会福祉法人徳 雲会	羽島郡笠松町東陽町九 一	平成三・三・三
安 田 薬局	安 田 肇 子	恵那市大井町七八	平成三・三・三

岐阜県告示第三百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関の名称等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

新	イオン薬局各務 原店	イオンリテール	各務原市那加萱場町三 八	平成三・三・一
旧	ジャスコ各務原 店薬局	株式会社		
新	イオン薬局大垣 店	イオンリテール	大垣市外野二 一〇〇	同
旧	ジャスコ大垣店 薬局	株式会社		

岐阜県告示第三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町東津汲字下山一六八七の二(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部  
治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日六合字向山三四四六の三から三四四六の五まで、三四四六の一から三四四六の一四まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年六月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定又は変更の年月日ほか)
一般国道	二百三三号	揖斐郡揖斐川町三輪字出口 一一四五番 地先地内	五八	平成 二二・六・三	平成 二二・二・六

岐阜県告示第三百四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所  
郡上市八幡町稲成字下林一八四の九、一一八七の三

二 指定の目的  
落石の危険の防止

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市高鷲町鮎立字三ツ石二五の二、二六の二、三三

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十三年四月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人さくらゆき

三 代表者の氏名 依田 充朗

四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島郡岐南町若宮地二丁目六八番地ステラA

201

五 定款に記載された目的 この法人は、岐南町及びその近隣地域に居住する身体

または知的な障害を有した者に対する生活介護及び就労支援の実施と、地元企業との連携を併せて展開することにより、安定的かつ継続的な就労の場と労働力とを相互に提供しあう社会共同体の創出を目指し、当該者の創作的かつ生産的な生活の支援、健やかに暮らせる総合的な地域福祉コミュニティ（ネットワーク）の構築に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の  
県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の  
写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
揖斐川北部地区	揖斐川町役場	平成三三・六・三から 同 七・一まで

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十三年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	県営中山間地域農村活性化総合整備事業				施行に係る地区名	工事了年月日
	白鳥東部地区 （農業用排水施設整備）	白鳥東部地区 （農業用排水施設整備）	白鳥東部地区 （ほ場整備）	白鳥東部地区 （農業用排水施設整備）	白鳥東部地区 （農業用排水施設整備）	平成一五・五・一四
	白鳥東部地区 （農業用排水施設整備）	白鳥東部地区 （農業用排水施設整備）	白鳥東部地区 （ほ場整備）	白鳥東部地区 （農業用排水施設整備）	白鳥東部地区 （農業用排水施設整備）	平成一四・二・二二
	白鳥東部地区 （ほ場整備）	白鳥東部地区 （ほ場整備）	白鳥東部地区 （ほ場整備）	白鳥東部地区 （ほ場整備）	白鳥東部地区 （ほ場整備）	平成一三・五・二八
	白鳥東部地区 （ほ場整備）	白鳥東部地区 （ほ場整備）	白鳥東部地区 （ほ場整備）	白鳥東部地区 （ほ場整備）	白鳥東部地区 （ほ場整備）	平成三二・一・二〇

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定  
自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 年 月 日
貴船薬局広小路店	多治見市広小路二 一一	育成・更生	平成三三・六・一
ほほえみ薬局	美濃加茂市太田町三四三八 二	同	同
くすのき薬局	各務原市那加楠町四五 一一	同	同
郡上薬局	郡上市八幡町大正町五六	同	同

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により次の指定  
自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	変 更 年 月 日
阪神調剤薬局多治見店	多治見市前畑町五丁目一八	育成・更生	平成

五 一 一 三三・四・一

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの  
（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	辞 月 日 退
郡上薬局	郡上市八幡町島谷高砂町一四三九一	育成・更生	平成三三・四・三

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十三年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品等の名称及び数量 岐阜県警察緊急配備支援システム保守委託 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第372号）第10条第1項第2号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 平成23年4月1日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区栄3丁目17番12号  
株式会社 日立製作所 中部支社  
支社長 栗原 和浩

6 契約金額 48,300,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課  
所 在 地 岐阜市数田南2丁目1番1号